(エ)　各収益事業の事業内容が在家構成員への指導や物品販売等であること

㈠から㈧までの各収益事業のうち、㈠から㈣までの各収益事業の事業内容は、被請求団体の活動の用に供されている各施設の管理や当該施設を含むエリアに所在する在家構成員への物品販売及びセミナーの実施等を行うことであると認められ、㈤から㈧までの各収益事業の事業内容は、法人格のない被請求団体に代わってその名義で施設を取得の上、同施設を管理し、被請求団体の活動の用に供することのほか、被請求団体の構成員に提供するための食品を含む物品の販売及び被請求団体の機関誌の印刷等を行うことであると認められ、いずれも被請求団体の活動の一部をその事業として行っているものといえる。

また、そのことを裏付けるように、複数の収益事業の代表者らが陳述書（「平成27年（ワ）第12143号　株主名簿書換請求事件」又は「平成28年（ネ）第4818号　株主名簿書換請求控訴事件」などと記載されたもの。）に、収益事業が被請求団体の活動の一部門である旨記載し、被請求団体自身も訴訟（さいたま地方裁判所平成30年（ワ）第1673号）において、これと同旨の主張をするなどしている。

(オ)　収益事業の運営の実際

前記(ア)から(エ)までのほか、被請求団体が㈠から㈧までの各収益事業を営んでいることを指し示す事情として、①北越谷施設は、被請求団体の経理関係などを司る機能を有しているところ、北越谷施設を住所とする出家構成員らが、㈠から㈧までのうち複数の収益事業に係る従業員を兼務しており、これらの収益事業の経理関係の業務を担当していることがうかがわれる。

また、②被請求団体が平成26年11月13日付け第60回「報告書」等において「出家会員が会員を対象として営む事業体」として記載していた「行晃」という収益事業に関し、被請求団体自身が前記訴訟において、「行晃」の経理面を担当させるため、被請求団体の指示により出家構成員を「行晃」に配属させた旨の主張をしていた事実が存在する。

さらに、③被請求団体が前記訴訟において、被請求団体の指示で出家構成員を各施設に配属させていた旨主張し、これを裏付けるように、ある出家構成員の就業先が㈠から㈡、㈡から㈣と変遷するのに合わせて、その住所が㈠の関連施設から㈡の関連施設、㈡の関連施設から㈣の関連施設に順次変遷するなど、被請求団体の出家構成員の就業先と住所に対応関係が認められる。

(カ)　従前の報告状況等

被請求団体は、㈠から㈧までの各収益事業についてそれらの前身も含め、第80回報告書まで、それぞれ長期にわたって継続的に報告し続けてきていたものであり、第80回報告書提出後、これらの各収益事業の経営体制や事業内容等に変化が生じたというような事情もうかがわれない。

(キ)　本件報告対象期間中も被請求団体が㈠から㈧までの各収益事業を営んでいると認められること

以上のとおり、㈠から㈧までの各収益事業については、その人的側面（(ア)及び(イ)）、物的側面（(ウ)）及び活動的側面（(エ)）のいずれの観点からも、被請求団体がこれらを営んでいることと整合する事実関係が認められるほか、実際の収益事業の運営状況を見ても、被請求団体がこれらの各収益事業を営んでいることを指し示す事情が存在する（(オ)）上、被請求団体は、従前、これらの収益事業について継続的に報告してきた（(カ)）のであって、以上の事実関係を総合すれば、被請求団体は、本件報告対象期間中も継続して、㈠から㈧までの各収益事業を営んでいたと認められる。

ウ　したがって、被請求団体は、報告すべき㈠から㈧までの各収益事業の種類及び概要等を報告しなかったと認められる。

なお、「VBシステム」に関しては、公安調査庁長官からの請求を受け、法第８条第１項柱書き後段の規定に基づき、当委員会は、令和７年９月３日付けで行った、被請求団体に対し、６月間、その所有又は管理する土地、建物の使用を禁止し、金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する旨の決定（以下「令和７年９月決定」という。）において、㈠から㈧までの収益事業と同様に、被請求団体が営んでいた収益事業に該当すると認定しているところ、本件処分請求において、令和８年１月に廃業したとされ、被請求団体が営んでいた収益事業として掲げられておらず、このことを踏まえ、「VBシステム」については、再発防止処分の要件となる不報告の対象としなかった。

(6)　被請求団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの（法第５条第３項第４号）の不報告

ア　預貯金についての不報告

被請求団体は、令和３年２月14日付け第85回「報告書」までは、「6　Alephの資産及び負債」、「(1)Alephの資産」、「②預貯金　Alephが所有する預貯金は以下のとおりである。」などとして、(ア)ゆうちょ銀行に開設された「上田竜也」名義の通常貯金口座、(イ)みずほ銀行日本橋支店に開設された「ALP　上田竜也」名義の普通預金口座、(ウ)三菱UFJ銀行日本橋支店に開設された「ALP　上田竜也」名義の普通預金口座、(エ)新生銀行本店に開設された「上田竜也」名義の普通預金口座、(オ)三菱UFJ銀行新宿中央支店に開設された「上田竜也」名義の普通預金口座、(カ)埼玉りそな銀行越谷支店に開設された「アーレフ上田竜也」名義の普通預金口座、(キ)みずほ銀行草加支店に開設された「上田竜也」名義の普通預金口座、(ク)三菱UFJ銀行草加支店に開設された「田端三園」名義の普通預金口座、(ケ)同銀行千住中央支店に開設された「FPA　上田竜也」名義の普通預金口座及び(コ)みずほ銀行千住支店に開設された「FPA　上田竜也」名義の普通預金口座の合計10の口座（以下「本件10口座」という。）に係る預貯金について、預貯金の種類、金融機関名、残高及び口座名義人の氏名又は名称（以下「預貯金の種類等」と総称する。無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令（平成11年政令第403号）第２条第１号ホ）を記載していたが、令和３年11月11日付け第86回「報告書」及び同日付け第87回「報告書」においては、本件10口座のうち前記(ア)、(キ)及び(ク)に係る預貯金の種類等のみを記載し、同月14日付け第88回「報告書」以降に提出された「報告書」においては、本件各報告書を含め、本件10口座に係る預貯金の種類等を記載していない。

しかし、①本件10口座に係る預貯金については、前記のとおり、「Alephの資産」、「Alephが所有する預貯金」として報告されていたこと、②令和８年７月に実施された北越谷施設に対する立入検査において、本件10口座に係るキャッシュカード及び本件10口座のうち前記(エ)を除く９口座に係る通帳が保管され、預貯金の出納を記録した電磁的記録内に本件10口座の取引履歴が管理されているのが確認されたこと、③本件10口座の口座名義人とされる「上田竜也」及び「田端三園」の両名はいずれも、本件各報告書において、被請求団体の経理担当者であり、かつ、出家構成員である旨記載されており、被請求団体においては、前記(5)イ(ア)のとおり、出家構成員による資産所有が禁じられていることなどの事実関係に照らせば、本件報告対象期間中も、本件10口座に係る預貯金は、被請求団体の資産であったと認められる。

したがって、被請求団体は、報告すべき本件10口座に係る預貯金の種類等を報告しなかったと認められる。